特　記　仕　様　書　（1）

（選択する項目において■印を本工事に適用する。
なお，アンダーライン付の項目は，選択する項目及び記入が必要な項目を示す。）

1　工　事　名　京都市立　　整備　　工事
ただし，空調機電気設備　　工事

2　工事場所　京都市　　地内

3　工　　期　□着工命令の日から　　以内　□契約の日から　　以内
■平成１７年　３月３１日まで　　［「追記事項 工期」の項目参照］

4　建物概要　敷地面積　　m²　建築面積　　m²　延　面　積　　m²
構　造　□RC　□S　□SRC　□木造　地下　　階，地上　　階
別　棟
本建築物は，消防法別表第　７　項　　に該当する防火対象物である。

5　一般事項
（1）契約の保証
■保証の額は，請負代金額の１０分の１以上とする。
□保証の額は，請負代金額の１０分の３以上とする。
（公共工事履行保証証券による保証，かし担保特約を付したものに限る）
□保証の免除
（2）請負代金の支払条件
■単年度契約工事
・前払金　：　請負代金額の（　４０　）％以内　（ただし，3億円を限度とする。）
・部分払　：　回数　（ ── ）回以内
・完成払　：　工事完成後
□債務負担行為等による複数年度契約工事
・前払

支払年度	前払金支払限度額
平成　　年度	平成（　　）年度工事出来高予定額の（　　）％以内
平成　　年度	平成（　　）年度工事出来高予定額の（　　）％以内
平成　　年度	平成（　　）年度工事出来高予定額の（　　）％以内

＊各年度支払限度額は３億円とし，契約年度に，契約年度及び翌年度の出来高予定額に対する前払金を支払う。
・部分払　：　回数　平成（　　）年度　（　　）回以内
平成（　　）年度　（　　）回以内
平成（　　）年度　（　　）回以内
・完成払　：　工事完成後
・各年度の支払限度額及び工事出来高予定額は概ね下記の比率による。

支払年度	支払限度額	工事出来高予定額
平成　　年度	請負代金額の（　　）％以内	請負代金額の（　　）％以内
平成　　年度	請負代金額の（　　）％以内	請負代金額の（　　）％以内
平成　　年度	請負代金額の（　　）％以内	請負代金額の（　　）％以内

＊前払金，部分払金の当該年度の累計は，その年度の支払限度額を超えることはできない。
（3）監督職員事務所，安全用具等は下記による。
□建築工事にて設置する。（机，椅子，書棚，衣類ﾛｯｶｰ共）
□本工事にて設置　（□面積10m² 以上　□　　）
備品等については，次による。
机，椅子，書棚，衣類ﾛｯｶｰ，電話，冷暖房機，黒板，手洗い，湯沸設備，雨合羽
テレビ，掃除具，時計，消火器，冷蔵庫
■安全帽，懐中電灯，ｺﾞﾑ長靴，軍手を本工事にて準備する
（4）主任（監理）技術者の資格は下記による。
~~ア　主任技術者は，建設業法による主任技術者の資格を有する者とする。~~
~~□専任　　□非専任~~
~~イ　監理技術者が必要なときは，指定建設業監理技術者資格者証を取得した者とする。~~
~~□必ず設置~~
［「追記事項 主任（監理）技術者の資格」の項目による］

6　適　　用
本工事の仕様は，この特記仕様書によるもののほかは，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書(平成１３年版)」(以下「共通仕様書」という。)，「電気設備改修工事共通仕様書（平成１３年版）」（以下「改修共通仕様書」という。），「電気設備工事標準図（平成１３年版）」（以下「標準図」という。）を適用する。
また，本工事に機械設備工事及び建築工事を含む場合は，それぞれ当該工事の共通仕様書を適用する。
設計図書に定められた内容に疑義を生じた場合は，「監督職員」の項目で規定する監督職員との協議による。

7　関連法規等
工事の施工にあたっては，工事請負契約書，京都市契約事務規則，建築基準法，建設業法，労働基準法，労働安全衛生法，廃棄物の処理及び清掃に関する法律，建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律，電気事業法（京都市保安規程を含む。），電気設備技術基準（以下「電技」という。），有線電気通信法，電気通信事業法，電波法，有線テレビジョン法及び消防法並びにその他の関係法令を守り施行する。

8　優先順位
設計図書の優先順位は，次のとおりとする。
(1)特記仕様書 (2)図面 (3)共通仕様書及び標準図 (4)内線規程及び高圧受電設備規程

9　監督職員
「監督職員」とは，工事請負契約書に規定する本市都市計画局の監督職員をいう。

10　設計変更
工事内容の変更に伴う請負代金額の変更は，次の算式による。
変更請負代金額＝変更設計工事価格×落札率＋消費税及び地方消費税相当額
（落札率は，小数点第6位以下切捨て）

11　建設業退職金共済制度
掛金収納書提出が，必要な場合は次による。
請負者は，建設業退職金共済に加入し，その掛金収納書を，契約締結後１ヶ月以内に工事担当課に提出することとし，次による。
なお，建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）の対象となる労働者を雇用しない場合は，「不提出理由書」を提出すること。
（1）建退共の対象となる労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
また，下請負契約を締結する際には，下請負者に対して本制度の周知徹底を図ること。
なお，下請負者の規模が小さく事務の処理の面で万全でない場合は，請負者自らがその事務を代行すること。
（2）現場の状況に応じて，「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」という標識(ﾏｰｸ)を，工事事務所及び工事現場の出入口等の現場労働者の見やすい場所に掲示すること。
（3）工事担当課が必要と認め，監督職員が請求したときは，本制度の執行状況等の関係資料を提出又は提示すること。

12　提出書類　提出する書類は，下記及びその他監督職員の指示するものとする。
ただし，（　　）内は提出部数を，［　　］内は参考項目を示す。

（1）着工時
ア　着工届（1部）　イ　現場代理人等通知書〔正と写し〕
ウ　経歴書（1部）〔監理技術者については監理技術者証の写しを添付する。〕
エ　電気保安技術者届（1部）　オ　使用機材製造者通知書　（2部）
カ　労災保険加入又は成立証明書（1部）　キ　予定工程表　（1部）
ク　工事保険証書の写し（1部）［「工事保険」の項目による］
ケ　組織表及び緊急連絡表　（1部）　コ　請負代金内訳書（1部）
サ　工事請負契約に係る産業廃棄物処理票（1部）［「建設副産物対策等」の項目による］
シ　工事カルテ　（1部）［「工事実績情報の登録」の項目による］
ス　施工体制台帳（1部）［「施工体制台帳」の項目による］
□　建退共掛金収納書の原本又は不提出理由書
□　建退共運営計画書　　□　証紙購入計画書

（2）施工中
ア　使用機材承諾図（2部）イ　実施工程表　（1部）
ウ　施工図　（1部）エ　官公署届出書　（正1部・副1部）
オ　工事日報　（1部）カ　工事写真　（1部）
キ　廃棄物処理報告書(1部）ク　打合せ記録　（1部）
ケ　再生資源利用［促進］計画書（1部FD提出含）［「建設副産物対策等」の項目による］
コ　工事カルテ　（1部）［変更があった時］
サ　施工計画書（産業廃棄物処理）　（1部）［「建設副産物対策等」の項目による］
シ　耐震計算書（1部）［「仕様概要(共通事項)の耐震施工の耐震計算書」の項目による］
□　総合施工計画書　（1部）　□　月間報告書　（1部）
□　使用機材搬入報告書（1部）　□　一部施工報告書　（1部）
■　停電作業計画書　（1部）

（3）完成時　　［「追記事項 完成時の提出書類の追記」の項目参照］
ア　保守に関する説明書など
~~(ア)　完成図(原図(1部)・二つ折り製本(2部)・完成図書に折込み)~~
（イ）　完成図書製本(工事担当課用，施設管理者用各１部)
A　工事担当課用
（a）機器完成図　（b）機材性能試験成績書　（c）試運転調整記録書
（d）機器納入者連絡先　（e）社内検査報告書
~~(f)　産業廃棄物管理票（写し）（「建設副産物対策等」の項目による）~~
（g）産業廃棄物処理委託契約書〔写し〕［「建設副産物対策等」の項目による］
（h）再生資源利用［促進］実施書(2部FD提出含)［「建設副産物対策等」の項目による］
（i）工事カルテ　［「工事実績情報の登録」の項目による］
（j）工事写真　（k）打合せ記録　（l）工事日報
（m）官公署届出書〔写し〕　（n）引渡書
~~(o)　受領書~~
■　施設台帳（FD提出含）
~~□　盤類製作報告書~~
□　完成図面CADデータ［別紙「特記仕様書(完成図面CADデータ納品方法)」参照］
B　施設管理者用
~~(a)　完成図~~　（b）機器完成図　（c）機材性能試験成績書
（d）試運転調整記録書　（e）機器取扱説明書　（f）機器納入者連絡先
（g）保証書　（h）社内検査報告書　（i）官公署届出書（副本）
（j）完成図書等引渡しリスト兼受領書

イ　工事施工中に提出した書類の一部
a　工事写真（工事担当課）　b　打合せ記録（工事担当課）
c　工事日報（工事担当課）
d　官公署届出書（２部：副本…施設管理者・写し…工事担当課）

ウ　完成図書等引渡しリスト及び受領書
完成図書等引渡しリスト
請負者から工事担当課へ　（ 2 部）
1部は，請負者から施設管理者へ
受領書
工事担当課から請負者へ　（ 2 部）
1部は，施設管理者から請負者へ
なお，完成図面等引渡しリストの様式は，監督職員の指示による。

京都市立　　整備　　工事設計図　　No.　1　　設計変更　No
ただし，空調機電気設備工事　　（ 14 ）枚の内　　平成　　年　　月　（　　）枚の内
特記仕様書（1）　　平成　16年　11月　　課長　　課長補佐，係長　　係員
企画設計課　　課長　　課長補佐，係長　　係員

13　工事保険等
工事目的物を対象とする組立保険及び請負者賠償責任保険等とし，その証書の写しを本市に提出する。なお，保険金額は請負金額を保証できるものとし，保険期間は契約の日から完成引渡しの日までとする。

14　作業時間等
■　請負者は，労働時間短縮の推進を図るため，作業は，原則として平日に行うよう努めなければならない。
作業内容・作業工程の都合等により，作業時間の延長，休日又は土曜日に作業を行う場合については，監督職員と協議すること。
また，本市の検査又は施工の立会いは，休日及び土曜日は行わない。
□　作業は原則として休日及び土曜日に行うこと。
■　44注意事項(1)による。
■　休日，土曜日または夜間に作業を行う場合は，労働基準法等を遵守し，適正な労働時間，休憩及び休日を取得すること。

15　建設副産物対策等（解体材，発生材等の処理）
引渡しを要するもの以外の解体材，発生材，工事用残材等は，工事施工区域外にすみやかに搬出し，関係法令等に従い適切に処理する。建設副産物については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき処理すること。
なお，これらに要する費用は，本工事に含むものとする。
次のものを監督職員に提出すること。
（1）　工事請負に係る産業廃棄物処理票
（2）　産業廃棄物の処理を委託するときは，監督職員の指示により次のものの写しを提出すること。
ア　施工計画書
イ　産業廃棄物処理委託契約書
ウ　産業廃棄物管理票（マニフェスト）
~~□　再生資源利用［促進］計画書~~
~~□　再生資源利用［促進］実施書~~
［「追記事項 再生資源利用［促進］計画書および実施書について」の項目による］

16　地中障害物
工事中に発生する障害物の撤去及び処理に要する費用は，本工事に含む。ただし，予想外に重大な障害物については監督職員と協議する。

17　建設協力会
請負者は，関連する他工事施工について，共同で処理すべき次の事項について協力し，事故防止及び工事の円滑な進行を期するため組織作りを行い，その費用を関係者全員で負担するものとする。
（1）　事故防止
（2）　付近道路及び仮設道路の維持管理
（3）　その他工事中に発生した問題について，本市の指示した事項

18　使用機材製造者通知書
使用する機器が，京都市都市計画局建築設備機器製造者指定要領第３条の指定機器に該当する場合，「都市計画局建築設備機器製造者指定一覧表(電気設備工事用)」から製造者を選定する。ただし，同要領第17条を適用することにより，指定を受けていない製造者の機器を使用することができる。(要領及び一覧表については，都市計画局都市企画部都市総務課のホームページ
http://www.city.kyoto.jp/tokei/toshisoumu/index.htm　を参照)
また，使用機材承諾図(製作図)又は見本品等は，速やかに監督職員に提出し，承諾を受ける。
ただし，その必要性が少ないものは，監督職員の承諾により省略することができる。

19　機材の試験
（1）機材の試験成績書の提出は，特注品及びその他監督職員等が指示するものとする。
（2）主要機器及び監督職員等が指示する機器は，性能等確認のため，製造会社の工場等で監督職員等又は検査職員立会いのうえ試験を行う場合がある。

20　工事写真
原則として「工事写真の撮り方　建築設備編（改訂第二版）」(建設大臣官房官庁営繕部監修)により作成するものとする。
なお，撮影対象及び枚数等の詳細については，監督職員等の指示による。
■デジタルカメラを採用するときには，サービス版サイズでアルバム提出とする。

21　申請手続と費用の負担
本工事に必要な官公署，電力会社等の申請手続は請負者が行い，その費用は本工事に含む。
ただし，電力会社の工事費負担金は，特記のない限り別途とする。

22　試運転調整
工事完成検査受検までに，監督職員等の指示により各機器の試運転調整及び総合的試験を行い必要な資料(試運転調整記録書，社内検査報告書)を作成する。
なお，機器の製造業者などに下請施工させたものがあるときは，請負者が行った検査内容及び手直指示内容がわかる資料(社内検査報告書)を作成して，監督職員に提出すること。

23　部分払出来高検査及び中間検査
（1）本市は，部分払を行うために必要な出来形を査定する部分払出来高検査を行う場合がある。
（2）工事の中間段階において施工状況を確認するために，本市検査職員の検査を行う場合がある。

24　完成検査
本工事は，必要な官公署等の検査に合格して完成とし，完成通知書を提出し，本市検査職員の検査を受検すること。なお，検査に必要な書類等は監督職員の指示による。
また，年度末日を契約工期とする工事について，年度末日までに完成検査に合格しなければならない。

25　引渡し説明
完成後，引渡しに際し，施設管理者等に機器の取扱い，操作方法等の指導に必要な技術者を派遣し，指導するものとする。

26　工事用電力等
着工から，引渡しまでの工事用及び試運転に必要な電力，ガス，水道等の料金は，原則として本工事に含む。
ただし，事業用電気工作物の主任技術者等を外部委託する場合にはその委託料は本工事に含まれないものとする。

27　電気保安技術者
（1）請負者は，電気事業法に定める電気工作物に係わる工事に，電気保安技術者をおくものとする。
（2）電気保安技術者は，電気工作物の種類により別に定められた資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者で監督職員の承諾を受けたものとする。
（3）工事現場におく電気保安技術者は，京都市保安規程で定める工事保安実務者の職務を補佐し，電気工作物の保安の業務を行うものとする。
（4）電気保安技術者の業務の詳細は，監督職員と協議を行うものとする。

28　各種調査等
請負者は，本工事が下記調査対象工事となった場合には，本工事工期中及び工期経過後においても，調査書類を作成，又は作成に協力すること。
■公共労務費調査

29　工事実績情報の登録
工事実績情報サービス(ＣＯＲＩＮＳ)入力システム(日本建設情報総合センター)に基づき，「工事カルテ」を作成し，監督職員に確認を受けた上，(財)日本建設情報総合センターに登録手続きを行うとともに，受領書の写しを監督職員に提出する。
なお，登録対象工事は，請負代金額が500万円以上の工事とし，工事受注時の登録は契約工期の開始日より１０日以内に行うこと。

30　火気の使用及び火災の予防について
（1）本工事施工中，火気の使用又は火の粉の飛散等火災の恐れのある場合は，その取扱いには十分注意するとともに，火災防止に有効な材料で養生する他，消火器や水の入った容器を作業場所周辺に配置し，火災防止の徹底を図る。
（2）当該工事を施工する場合，現場代理人は，その都度監督職員等及び防火管理者に場所，時間，方法等について説明を行い，確認を受ける。
（3）工事現場には，煙草の吸い殻容器を所定の場所に設置し，喫煙管理にも留意する。
（4）消防設備等の改修工事においては，工事中もできる限り当該設備の器具及びシステムが正常に作動する状態を保つように留意する。工事の関係上，やむを得ずそれらを停止又は休止させる場合は，事前に所轄消防署と協議する。

31　足場，さん橋類
請負者は，関連する他工事が定置したものは，無償で使用できる。
作業時の足場高さが２mを超える場合は，~~適切な足場~~等を用いて，安全作業に努めること。
（はしご作業厳禁，写真撮影要）　　高所作業車

32　関連工事との取合い
工事区分表（No.　）による。ただし，これにより難い場合は，監督職員との協議による。

33　施工体制台帳
請負者は，建設業法第24条の7第1項の規定により，施工体制台帳を作成する場合には，「施工体制台帳に係る書類に関する実施要領(都市計画局)」にて定める施工体制台帳の様式とし，工事現場に備えるとともに，写しを監督職員に提出すること。
また，施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所へ掲示すること。

34　施設台帳
監督職員の指示により，本市の定める書類等を提出すること。

特　記　仕　様　書　（２）

（選択する項目において■印を本工事に適用する。
なお，アンダーライン付の項目は，選択する項目及び記入が必要な項目を示す。）

35 仕様概要（共通事項）

（１）電気工作物の種類
■事業用電気工作物　　□一般用電気工作物

（２）電線管
ア　屋外，湿気の多い場所及び水気等のある場所は，薄鋼又は厚鋼電線管とし，その種別は図面特記による。　　[「追記事項 仕様概要 電線管」の項目参照]
イ　長さ１m以上の空配管には，呼線として１・２mmビニル被覆鉄線を入線する。
ウ　屋外，湿気の多い場所及び水気等のある場所で使用する２種金属製可とう電線管はビニル被覆付きとする。
エ　いんぺいのケーブル配線の場合，壁面に設置する機器類に接続するケーブルはＰＦ管にて天井内まで保護する。

（３）電線
ア　電線・ケーブルについては,環境に配慮したエコ電線・エコケーブルを使用する。
イ　特記なき電線は,６００Ｖ耐燃性ポリエチレン絶縁電線（ＥＭ－ＩＥ）とする。
ウ　電線の色別は，原則として「共通仕様書」どおりとし，ケーブルの場合は，端末に相色別を施す。
エ　架橋ポリエチレン絶縁ケーブル又は，ポリエチレン絶縁ケーブル（EM-CE，EM-CET EM-EEF等）には紫外線対策を施すこと（EM-EEFは耐紫外線EM-EEFを使用すること）。
なお，高圧，特別高圧ケーブルの時には内線規程による。

（４）配管塗装
ア　塗装箇所は，屋外の露出部分とする。
イ　亜鉛メッキ電線管の塗装は，エッチングプライマ処理後，指定色２回塗りとする。
ウ　ねじ切り部分，キズなどは錆止め塗装をした後，塗装すること。

（５）プルボックス
ア　プルボックスの末尾に（ＷＰ）の記号を付記したものは，屋外形を示し，ふたの止めねじ並びにプルボックスを固定するためのボルト及びナットは，プルボックス内部に突出しない構造とする。ただし，長辺が２００mm以下のものはこの限りでない。
イ　ステンレス鋼板を使用する場合の材質は，ＳＵＳ３０４とする。
ウ　ふたには，シール又はアクリル製エッチングで用途名を表示すること。ただし，屋外用はアクリル製エッチングとする。
エ　塗装箇所は，屋外，屋内(配線室を除く)の露出部分とする。
（ただし，ＳＵＳ製を除く。）

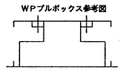

（６）残土処分
□構内敷きならし　　■構外搬出処分

（７）取付け金具等
ア　屋外及び湿気の多い場所並びに水気等のある場所に使用する配管支持金具，ボルト類等は，ステンレス製のものを使用する。
イ　屋外の壁面に設置するプルボックス及び盤類等は，壁面のまわり３方(上部及び左右)に防水コーキング処理をする。
ただし，取付け面が壁面から離れている場合は，監督職員等の指示により省略することができる。

（８）ハンドホール及びマンホール
ア　ハンドホール及びマンホール内の配線の表示は，アクリル製エッチングとする。
イ　ハンドホール及びマンホールのふたの表示は，鋳型表示とする。
□　ふたはロック機能付又は同等品とする。

（９）地中配線
ア　低圧及び弱電流地中配線の上部には，標識シートを下図のように２倍長以上重ね合わせて設置し，おおむね５m間隔で，用途，電圧及び埋設年を表示する。ただし，需要場所でない場合には，物件の名称も表示する。
なお，高圧地中配線については，おおむね２m間隔で表示するものとし,その他は同様とする。

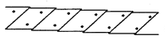

イ　多条ふ設する場合には，管相互に下表に示す程度の間隔を取らなければならない。
ただし，「電技」にこれ以上の離隔距離が定められている場合には，当該規定の離隔距離を取るものとする。
ウ　合成樹脂管（波付硬質合成樹脂管を含む。）のふ設は，砂を均一に５cm程度敷きならした後に管をふ設し,さらに管の上部５cm程度を，砂を用いて締め固める。

呼び径（mm）	間隔（左右・上下とも）
８０未満	５０mm
８０～１５０	７０mm
１５０超過	１００mm

（10）ちょう架用線
メッセンジャーワイヤを使用してちょう架する場合には，亜鉛めっき鋼より線を使用し，ハンガーを使用する場合には，そのハンガーの間隔を５０ｃｍ以下とし，規定の接地をとらなければならない。

（11）配線経路
分電盤，制御盤及び端子盤等の２次側以降の配線経路は，監督職員等の承諾を受けて変更することができる。

（12）スリーブ
ア　貫通口の径は，スリーブ貫通口に挿入する管の外径（保温されるものにあたっては，保温厚さを含む。）より原則として，４０mm程度大きなものとする。
イ　紙チューブを用いる場合は，外径が２００mm以下のものとし，柱，梁部分には使用しない。また，型枠取り外し後に取り除くこと。
ウ　地中管路で建物外壁貫通部については，水切つば，空管路防水栓等を用いて適切な防水措置を行うこと。

（13）はつり
既存のコンクリート床，壁等の配管貫通部の穴開けは，原則としてダイヤモンドカッターによる。

（14）天井仕上表示
□　図面（No.　　～　　）において室名に（　　）を付したものは直天井を，それ以外は二重天井の室を示す。

（15）コンセント等のプレート
■新金属　　□プラスチック　　□ステンレス　　□＿＿＿＿＿＿
とし，ブランクプレートには，■アクリル製エッチング　，■シール　で用途名を表示すること。　　[「追記事項 仕様概要 コンセント等のプレート」の項目参照]

（16）盤類
盤類に係わる用語の定義は以下による。
「共通仕様書準拠盤」とは，前述の「適用」の項目に記載した共通仕様書の仕様に準拠した盤類をいう。
「製造者標準盤」とは，図中特記の無い仕様については，製造者の標準仕様とすることができる盤類をいう。（共通仕様書に準拠しないことができるものとする。）

（17）図面に示された姿図，形状寸法及び型番等は，全て参考とする。

（18）耐震施工
ア　設備機器の固定は，次に示す事項を除き，全て「建築設備耐震設計・施工指針(建設省住宅建築指導課）1997年版」による。なお，下記の用語の定義は「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)」(建設大臣官庁官房営繕部監修）による。
・設計用水平地震力
機器の重量[kgf]に，設計用標準水準水平震度を乗じたものとする。なお，設計用水平震度は次による。
設計用水平震度

設置場所	耐震安全性の分類			
	■ 特定の施設（甲類（乙類））		□ 一般の施設（乙類）	
	重要機器水槽	一般機器水槽	重要機器水槽	一般機器水槽
上層階・屋上及び塔屋	２．０ （２．０） 〈２．０〉	１．５ （２．０） 〈１．５〉	１．５ （２．０） 〈１．５〉	１．０ （１．５） 〈１．０〉
中間階	１．５ （１．５） 〈１．５〉	１．０ （１．５） 〈１．０〉	１．０ （１．５） 〈１．０〉	０．６ （１．０） 〈０．６〉
地下階・1階	１．０ （１．０） 〈１．５〉	０．６ （１．０） 〈１．０〉	０．６ （１．０） 〈１．０〉	０．４ （０．６） 〈０．６〉

（注）（　　）内は防振支持の機器の場合に，〈　　〉内は水槽類に適用する。

イ　重要機器，上層階の定義は次による。

重要機器	・配電盤　・自家発電機　・交流無停電電源装置　・直流電源装置　~~・エレベーター~~ ・交換機　・火災報知器受信機　・中央監視装置　・防災機器　・無線用機器
上層階	６階建以下の場合は最上階・７～９階建の場合は上層２階 １０～１２階建の場合は上層３階・１３階建以上の場合は上層４階

・設計用垂直地震力
設計用水平地震力の１／２とし，水平地震力と同時に働くものとする。
ウ　耐震計算書は，次の機器について提出する。
a　機器固定の計算書（運転重量が１００ｋｇを超える機器）
b　自家発電設備の水槽等の計算書

（19）配線器具等の取付高さ
壁付，壁掛型の器具等の取付高さは，図面に記載のない場合は，原則として下表による。

名　　称	側　　点	取付高[mm]
ブラケット（一般）	床上～中心	2,100
〃　（踊場）	〃	2,500
〃　（鏡上）	鏡上端～中心	150
避難口誘導灯	床上～下端	1,500　以上
廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000　以下
スイッチ（一般）	床上～中心	1,300
〃　（身体障害者用）	〃	1,100
ｺﾝｾﾝﾄ・電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ直列ﾕﾆｯﾄ（一般）	〃	300
〃　（和室）	〃	150
〃　（台上）	台上～中心	300
コンセント（　　）	床上～中心	800
引込開閉器箱（低圧）	床上～上端	2,000
分電盤・制御盤・実験台	床上～中心	1,500　（上端1,900以下）
開閉器箱	〃	1,500
電磁開閉器用押しボタン	〃	1,300
接地用端子盤	床上～下端	500
避雷接地用端子盤	地上・床上～中心	800
接地極埋設標	地上～中心	600
給油ボックス	地上～給油口	1,000
室内端子盤（廊下・室内）	床上～下端	300
中間端子盤（EPS・電気室）	床上～中心	1,500
親時計	〃	1,500　（上端1,900以下）
子時計・スピーカ	〃	（天井高）x0.9
アッテネータ	〃	1,300
インターホン	〃	1,500
身体障害者用インターホン子機	〃	1,100
呼出ボタン（身体障害者用）	〃	900
復帰ボタン（　〃　）	〃	1,300
廊下表示灯（　〃　）	〃	2,000
テレビ機器収容箱	〃	1,800
火報受信機（複合盤）	床上～操作部	800～1,500
副受信機	床上～中心	1,500
自火報機器収容箱	〃	800～1,500
発信機	〃	800～1,500
警報ベル	〃	（天井高）x0.9
表示灯	〃	（天井高）x0.8
連動制御器（自動閉鎖）	〃	1,500
ガス漏れ検知器（ＬＰガス）	〃	300
〃　（都市ガス）	天井面～中心	（天井高）-200

（備考）（天井高）x0.9及び（天井高）x0.8は天井高が2,500～3,000mmの場合に適用する。
（これに該当しないときは，最低高さを2,300mmもしくは2,100mmとする。）

（20）土工事で使用する建設機械は，排出ガス対策型とする。

京都市立　　整備　　工事設計図　　Ｎｏ．２　設計変更　Ｎｏ＿＿＿＿

ただし，　空調機電気設備工事　　（１４）枚の内　　平成　　年　　月　（　　）枚の内

特記仕様書（２）　　平成　１６年　１１月　　課長　　課長補佐，係長　　係員

企画設計課　　課長　　課長補佐，係長　　係員

36 設備概要

（１）■電灯設備　□電灯幹線　　電気方式　□単相２線式　□単相３線式
分電盤・制御盤　□共通仕様書準拠盤　□製造者標準盤
■電灯分岐
（ア）照明器具は，姿図，器具表等により使用機材承諾図の提出を要する。なお，設計図面に型番（便宜上，製造者品番を記入したものは除く）の記入のあるものは，（社）日本照明器具工業会規格「公共施設用照明器具」の機種を示す。
（イ）グリーン購入法適合機種がある場合は適合機種を採用する。
（ウ）蛍光灯器具（ただし，誘導灯を除く。）の点灯方式及び定格入力電圧は，図面に記載のない場合は次による。

	蛍光灯の種類	安定器種別	定格入力電圧
直管形蛍光灯ランプ	15形以下	ＧＬ	１００Ｖ
	20形　下記以外のもの	ＧＨ	１００Ｖ
	20形　防雨型，防湿型，電池内臓非常用照明器具及び誘導灯	ＧＬ	１００Ｖ
	40形	ＲＨ	１００Ｖ
環形蛍光灯ランプ	下記以外のもの	ＧＨ	１００Ｖ
	家庭用照明器具	ＰＬ	１００Ｖ
コンパクト形蛍光灯ランプ	13,18,27ワット	ＥＬ	１００Ｖ
	36,55ワット	ＰＨ	１００Ｖ
Ｈｆ形蛍光灯ランプ	直管16ワット	ＰＨ	１００Ｖ
	直管32ワット	ＰＨ	１００Ｖ
	コンパクト16,24,32ワット	ＰＨ	１００Ｖ

（エ）非常用照明器具の照度測定箇所数は，必要箇所以上とする。
（オ）下面開放形照明器具に用いるメタルハライドランプ（４００Ｗ以下）は，原則としてフッ素樹脂をコーティングしたものとする。
（カ）配線器具　■大型　　□大型　ネーム付（２個以上に限る。）
（キ）予備配管　原則として分電盤からの立上り配管は，予備の配線用遮断器4個以下の場合(E25)を1本，5個以上の場合(E25)を2本天井内まで立上げる。

（２）■動力設備　■動力幹線　　電気方式　■三相３線式　□三相４線式
分電盤・制御盤　□共通仕様書準拠盤　■製造者標準盤
■動力分岐　　負荷への配線接続は，本工事に含む。

（３）□避雷設備
受雷部　□突針　□棟上導体　□＿＿＿＿＿＿
避雷導体　□建築構造体利用　　□引下げ導線
接地極　□鋼板埋設　　□建築構造体利用
測定用端子及び測定用補助極を設ける。

（４）□受変電設備
引込方式　□架空　□地中　３φ３Ｗ　６．６ＫＶ６０Ｈｚ＿＿回線
受変電方式　□屋内開放　□キュービクル
高圧盤・配電盤・キュービクル等　□共通仕様書準拠盤　□製造者標準盤
主遮断装置　□ＰＦ－Ｓ　　□ＣＢ
変圧器　■油入型　□モールド型，■高効率型　□低損失型　□＿＿＿＿
設備容量　変圧器総容量＿＿＿ＫＶＡ
区分開閉器　□屋外開鎖型　□屋内型　，□鉄製　□ステンレス製
□柱上取付　□＿＿＿＿，□気中　□＿＿＿＿＿
７．２ｋＶ　＿＿＿＿Ａ
□引外し装置付(ＳＯＧ動作)
■耐中塩じん用　　□耐重塩じん用
ヒートラベル　高圧引込及び引出接合部直近並びに変圧器二次端子接合部直近。

（５）□静止形電源設備　□直流電源装置
用途　　□非常用照明他・受変電設備共用　□受変電設備専用
蓄電池　■ＭＳＥ形鉛蓄電池　□＿＿＿＿＿
電圧・容量等　直流＿＿＿Ｖ　　セル＿＿＿Ａｈ
□交流無停電電源装置(ＵＰＳ)
用途
方式　　□簡易形　　□簡易形以外
相数(出力)□単相２線式 □単相３線式 □三相３線式，６０Ｈｚ
停電補償時間＿＿分間　　定格出力＿＿＿ＫＶＡ

（６）□発電設備　□ディーゼル発電装置　□ガスタービン発電装置
形式　　□オープン式　□キュービクル式　□簡易形
発電機　三相３線式　電圧＿＿Ｖ 60Hz 定格出力＿＿ＫＶＡ（力率0.8）
原動機　□電気始動方式　□空気始動方式
起動時間＿＿＿秒以内，連続時間＿＿＿時間
冷却方式（ディーゼル機関）　□水槽式　□ラジエータ式
燃料　　■軽油　□Ａ重油　□灯油
□太陽光発電
用途　　□一般用　□防災用
装置　　系統連系　□有　□無
太陽電池　□結晶系Si　□アモルファス系Si　，　容量＿＿＿ｋＷ
パワーコンディショナー　容量＿＿＿ｋＷ

（７）□構内交換設備・電話設備
用途　　□電話　□ＦＡＸ　□遠隔監視
工事範囲　□配管　□配線　□端子盤取付　□電話機器取付
端子板　□Ｂ形　□Ｄ形　□＿＿＿＿＿
形式　　□ボタン電話装置　□電子交換機
電話機　□壁掛形　□卓上形

（８）□構内情報通信網設備　工事範囲　□配管　□配線　□機器取付

（９）□情報表示設備　□時刻表示装置　親時計　□ラック組込形，□自立型，□壁掛型
□プログラムタイマー（時刻設定 □カード式　□キー式）
□時刻修正機能付（□ＦＭ　□ＡＭ），□電子チャイム付

（10）□映像・音響設備　　別記による。

（11）□拡声設備　用途　　□一般用　□非常放送用
増幅器　□卓上形　□自立形　□デスク形

（12）□誘導支援設備　□音声誘導装置（□磁気式　□無線式）
□身体障害者用インターホン装置
□トイレ等呼出装置　□呼出表示器＿＿回線用，□壁掛形　□ラック組込型
□ナースコール装置
□徘徊センサー装置

（13）□呼出設備　□インターホン　□親子式　□相互式　□複合式　，＿＿＿局用
□テレビインターホン

（14）□テレビ共同受信設備　機器収納箱　放熱口(防虫ネット付)設置
□共通仕様書準拠盤　□製造者標準盤
分岐器，分配器，直列ﾕﾆｯﾄは，CS，BS，UV共用型とする。(ﾌﾞﾗｳﾞ付)
ＢＬ規格品のあるものは，ＢＬ規格品を使用する。
ｱﾝﾃﾅﾏｽﾄ　□壁面取付形　□自立型(基礎　■別途工事　□本工事)
ｱﾝﾃﾅﾏｽﾄ及びその支持材等はステンレス製とする。
電界強度　最上階が打上がった時に，ｱﾝﾃﾅ取付け予定位置周辺で測定し，その測定記録を監督職員に速やかに提出すること。
受信局　□大阪局 □枚方局 □京都局 □将軍塚局 □伏見桃山局
□京都大岩山局 □嵯峨野局 □生駒奈良北局
対象放送　□NHK総合 □NHK教育 □MBS □ABC □KTV □YTV
□KBS □TVO

（15）□監視カメラ設備　工事範囲　　□配管　□配線　□機器取付
画像　　□カラー　□モノクロ

（16）□入退室管理設備　認識部　□磁気ｶｰﾄﾞ　□ﾃﾝｷｰ　□ICｶｰﾄﾞ　□非接触ｶｰﾄﾞ　□ﾊﾞｲｵﾒﾄﾘｯｸｽ

（17）□駐車場管制設備　車両検出方式　□ループコイル方式　□光線方式

（18）□火災報知設備　□自動火災報知　受信機　□Ｐ形　□Ｒ形　□１級　□２級　＿＿＿回線
□壁掛形　□自立形　□単独形　□複合形
副受信機＿＿＿＿回線
□自動閉鎖　運動制御器＿＿＿回線　□自火報受信機と一体　□単独
自動閉鎖装置（防火戸用）□ラッチ式　□電磁式
防火ダンパー・排煙装置　□制御配管・配線
□非常警報
□ガス漏れ警報　□受信機＿＿形＿＿級＿＿回線(□壁掛形　□自立形)
（□単独形　□火報受信機と一体）（ガス種類＿＿＿＿）

（19）□防犯設備　　工事範囲　□配管　□配線　□機器取付

（20）□中央監視制御設備

（21）□構内配電線路

（22）□構内通信線路

（23）□昇降機設備
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「機械設備工事共通仕様書(平成13年版)」による。
福祉対策は，「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」による。

項目	□エレベーター		□小荷物専用昇降機	
	号機	号機	号機	号機
用途	□乗用 □	□乗用 □	□配膳 □小荷物	□配膳 □小荷物
方式・形式	□機械室レス □油圧式 □ロープ式	□機械室レス □油圧式 □ロープ式	□フロア形 □テーブル形 □	□フロア形 □テーブル形 □
積載量，定員	Ｋｇ　人	Ｋｇ　人	Ｋｇ	Ｋｇ
速度	ｍ／分	ｍ／分	ｍ／分	ｍ／分
停止箇所数	箇所	箇所	箇所	箇所
付加装置	□有　□無	□有　□無	□有　□無	□有　□無
耐震安全性分類	□Ｓ　□Ａ　□Ｂ	□Ｓ　□Ａ　□Ｂ	□Ｓ　□Ａ　□Ｂ	□Ｓ　□Ａ　□Ｂ

（注）耐震安全性分類について，地域係数は１．０とする。

特　記　仕　様　書　（３）

（選択する項目において■印を本工事に適用する。
なお，アンダーライン付の項目は，選択する項目及び記入が必要な項目を示す。）

37 産業廃棄物処理関係　（様式－１）

本項は，京都市が発注する工事請負契約（以下「当該契約」という。）に係る産業廃棄物の処理内容について必要な事項を定め，もって当該契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

第１条　請負者は，当該契約に係る産業廃棄物の処理に当たっては，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令の他，「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（以下「要綱」という。）を遵守しなければならない。

第２条　請負者は，前条に掲げる各法令等の趣旨を踏まえ，当該契約に係る産業廃棄物の処理に当たっては，再利用できる場合は当該方法による処理・処分方法を採用するとともに，原則として自ら行い，要綱第２条第２項第２号に規定する排出事業者として，同要綱第４条の責務を負っていることを充分に認識し，信義に従って誠実に対応しなければならない。

第３条　請負者は，工事請負契約書第３条に定める請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を提出するときは，下記様式に従い，当該契約により生じる産業廃棄物の種類，発生量及び処理方法等の必要な事項を記載のうえ，内訳書に添付しなければならない。
　なお，京都市（甲）が内訳書の提出を免除した場合においても，下記様式に必要な事項を記載し，提出するものとする。

第４条　請負者は，当該契約に係る産業廃棄物の処理状況を明らかにするため，京都市（甲）の求めに応じて施工計画書，廃棄物処理委託契約書，実績報告及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）等の写しを提出しなければならない。

第５条　この特記仕様書に反して当該契約の産業廃棄物が処理された場合は，請負者に対して必要な措置を命じることがある。このとき請負者は，速やかに指示に従わなければならない。

（様式－２）

平成○○年○○月○○日

工事請負契約に係る産業廃棄物処理票

京　都　市　長　　様

（法人にあっては，事務所の所在地。名称及び代表者を記入）
請負者　住所　○○市○○区○○○○
　　株式会社○○○○
　　氏名　代表取締役○○○○　　印

特記仕様書第３条の規定により，請負代金内訳書に添付して提出します。

１　契約番号　　第○○○○号

２　工事名　　京都市○○○○○○○工事　ただし，○○○○工事

３　工事場所　　京都市○○区○○○○○○○○○○○○

工事契約に係る産業廃棄物の処理予定，数量

種　　類	Ｃｏ塊（トン）	Ａｓ塊（トン）	木くず（トン）	汚　泥（トン）	ガラスくず，陶器くず（トン）	
処理方法　※1	破砕	破砕	破砕	破砕	破砕	
発生量(トン)･m3	２５０	４５	２５	５	１５	

※１　処理方法は，できるだけ具体的に記入すること(焼却,中和,脱水,破砕,溶融など)。

38 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する取扱い

■　請負者は，特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは，建設リサイクル法第１８条に基づき，以下の事項を書面に記載し，監督職員に報告すること。
　なお，書面は別に定める１８条様式とし，建設リサイクルデータ統合システム（ＣＲＥＤＡＳ）による再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を添付すること。
（１）　再資源化等が完了した年月日
（２）　再資源化等をした施設の名称及び所在地
（３）　再資源化等に要した費用

39 低入札価格調査制度関係

□　本項は，京都市低入札価格調査取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づく低入札価格調査に関する事項及び調査対象者が請負者となった工事について必要な事項を定め，工事請負契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
１　取扱要領第５条に基づく低入札価格調査の対象者になった場合は，取扱要領第７条に基づく調査項目に関する資料を提出しなければならない。
２　前項に定めるもののほか，低入札価格調査に関し必要な事項については，取扱要領に定めるものとし，対象者はこれに応じなければならない。
３　取扱要領第５条に基づく低入札価格調査の対象者が請負者となった工事については，次に掲げる事項に応じなければならない。
（１）施工計画書の内容のヒアリング
　　共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際して，その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは，請負者はこれに応じなければならない。
（２）施工体制台帳等の提出及びその内容のヒアリング
ア　請負者は，下請業者を使用する場合は，建設業法により施工体制台帳を作成する必要がない場合であっても，同法に定める施工体制台帳と同様な書類を提出しなければならない。
イ　施工体制台帳又は（ア）に規定する施工体制台帳と同様な書類の提出に際して，その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは，請負者はこれに応じなければならない。
（３）施工段階ごとの工事報告書の提出及びその内容のヒアリング
　　請負者は，監督職員の求めに応じて施工段階ごとの工事報告書を提出しなければならない。施工段階ごとの工事報告書の提出に際して，その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは，請負者はこれに応じなければならない。
（４）安全点検実施報告書の提出及びその内容のヒアリング
　　請負者は，監督職員の求めに応じて仮囲い，掘削，足場，火災予防及び建設公害防止等について安全点検を実施し，安全点検実施報告書を提出しなければならない。また，安全点検実施報告書の提出に際して，その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは，請負者はこれに応じなければならない。

40 庁舎・学校施設のシックビル対策

(1)ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド及びスチレンを発散する建築･設備材料等の使用制限の原則

対策を取る建築･設備材料等	使用制限の原則
①合板･木質系フローリング･構造用パネル･集成材･単板積層材･MDF･パーティクルボード･その他の木質建材 ②壁紙　③塗料　④ユリア樹脂板 ⑤壁紙，ビニル床タイル，ビニル床シート，巾木及び設備工事等の施工時に使用する接着剤 ⑥保温材･緩衝材･断熱材　⑦仕上塗料 ⑧家具･書架･実験台･その他の什器等	ホルムアルデヒド等を発散しないか，発散が極めて少ないJIS又はJASの規格品とする。 ①③⑤に掲げる建築･設備材料等を使用している場合には，ホルムアルデヒド等を発散しないか，発散が極めて少ないものとする。

(2)トルエン，キシレン及びエチルベンゼンを含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則

対策を取る建築･設備材料等	使用制限の原則
①壁紙，ビニル床タイル，ビニル床シート，巾木及び設備工事等の施工時に使用する接着剤 ②塗料	トルエン等の含有量が少ないJIS又はJASの規格品とする。

(3)クロルピリホス，ダイアジノン及びフェノブカルブを含有する防腐･防蟻剤の使用制限の原則

対策を取る建築･設備材料等	使用制限の原則
木材保存(木材の防腐･防蟻処理)剤	クロルピリホス等を含有しない非有機リン系の薬剤とし，加圧式防腐･防蟻処理等は工場で行い，十分乾燥した上現場へ搬入すること。

(4)可塑剤を使用している建築･設備材料等の使用制限の原則

対策を取る建築･設備材料等	使用制限の原則
①壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJIS又はJASの規格品とする。
②木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。

※ 上記(1)～(4)における使用制限の原則としては，Ｆ☆☆☆☆を基本とし，該当する材料等がない場合は，Ｆ☆☆☆又はその同等品(旧JAS及びJISにおけるFc0，E0のものを含む。)を使用する。
※ 施工中，施工後の通風，換気を十分に行い，室内に発散した化学物質等を室外に放出させること。

41 ホルムアルデヒド等の室内濃度の測定

別途建築工事において，ホルムアルデヒド等の室内濃度測定を専門機関に依頼し，工事終了後に十分に養生期間を確保して測定し，厚生労働省が定める指針値以下であることを確認するため，本工事においても協力すること。

測定対象化学物質 (厚生労働省の指針値) (25℃の場合)	※ホルムアルデヒド　（０．０８ppm以下） ※トルエン　（０．０７ppm以下） ※キシレン　（０．２０ppm以下） ※エチルベンゼン　（０．８８ppm以下） ※スチレン　（０．０５ppm以下） ・パラジクロロベンゼン　（０．０４ppm以下）
測定対象室	
測定箇所数	室の床面積Am2：A≦50 / 50＜A≦200 / 200＜A≦500 / 500＜A 測定箇所数：1 / 2 / 3 / 4 全測定箇所において，測定対象化学物質の濃度を同時に測定する。
測定方法	測定は，パッシブ型採取機器を用いて以下の要領で行う。 測定の準備：①30分間換気　②5時間閉鎖　パッシブ型採取機器を設置 測定：③8時間又は24時間測定　パッシブ型採取機器を回収 測定回数は１回とし，複数回の測定は不要とする。 ①②③において，換気設備又は空気調和設備は稼動させたままとする。 ただし，局所的な換気扇等で常時稼動させないものは停止させたまま。

京都市立　　整備　　工事設計図　　Ｎｏ．３　設計変更　Ｎｏ

ただし，　空調機電気設備工事　　（１４）枚の内　　平成　年　月　（　）枚の内

特記仕様書（３）　　平成　１６年　１１月　　課長　　課長補佐，係長　　係員
企画設計課　　課長　　課長補佐，係長　　係員

42 都市計画局建築設備機器製造者指定一覧表（電気設備工事用）

指定機器	製造者の商号	本社所在地	有効期限
高圧機器(キュービクル式配電盤及び高圧スイッチギア)	(株)愛知電機製作所	愛知県	平成１７年３月３１日
	(株)因幡電機製作所	大阪府	平成１７年３月３１日
	(株)井上電機製作所	京都府向日市	平成１７年３月３１日
	(株)伊原電機製作所	滋賀県	平成１７年３月３１日
	川崎電気(株)	山形県	平成１７年３月３１日
	京都精工電機(株)	京都府京都市	平成１７年３月３１日
	(株)草川電機製作所	京都府京都市	平成１７年３月３１日
	(株)下平電機製作所	大阪府	平成１７年３月３１日
	(株)新岩村電機製作所	京都府京都市	平成１７年３月３１日
	星和電機(株)	京都府城陽市	平成１７年３月３１日
	大正電機製造(株)	滋賀県	平成２０年３月３１日
	(株)大日製作所	石川県	平成２０年３月３１日
	(株)田中電機製作所	京都府京都市	平成１７年３月３１日
	中立電機(株)	愛知県	平成１７年３月３１日
	寺崎電気産業(株)	大阪府	平成２０年３月３１日
	(株)東芝	東京都	平成１７年３月３１日
	東洋電機製造(株)	東京都	平成１７年３月３１日
	(株)戸上電機製作所	佐賀県	平成１７年３月３１日
	内外電機(株)	大阪府	平成２０年３月３１日
	日満電気(株)	大阪府	平成１７年３月３１日
	日新電機(株)	京都府京都市	平成１７年３月３１日
	(株)日立製作所	東京都	平成１７年３月３１日
	富士電機(株)	東京都	平成１７年３月３１日
	(株)別川製作所	石川県	平成１７年３月３１日
	松下電工(株)	大阪府	平成１７年３月３１日
	三菱電機(株)	東京都	平成１７年３月３１日
	(株)三星電気製作所	京都府京都市	平成１７年３月３１日
	名神電機(株)	京都府京都市	平成１７年３月３１日
	(株)明電舎	東京都	平成１７年３月３１日
	森井電業(株)	東京都	平成１７年３月３１日
監視制御装置	(株)島津製作所	京都府京都市	平成１７年３月３１日
	ジョンソンコントロールズ(株)	東京都	平成２０年３月３１日
	日本電気(株)	東京都	平成１７年３月３１日
	(株)日立製作所	東京都	平成２０年３月３１日
	富士通(株)	神奈川県	平成２０年３月３１日
	松下電器産業(株)	大阪府	平成１７年３月３１日
	(株)山武	東京都	平成２０年３月３１日
エレベーター(一般,一般油圧,普及型,非常用,機械室レス)及びエスカレーター	三精輸送機(株)	大阪府	平成２０年３月３１日
	シンドラーエレベーター(株)	東京都	平成２０年３月３１日
	ダイコー(株)	東京都	平成２０年３月３１日
	東芝エレベータ(株)	東京都	平成１７年３月３１日
	日本エレベーター製造(株)	東京都	平成２０年３月３１日
	日本オーチスエレベータ(株)	東京都	平成１７年３月３１日
	(株)日立製作所	東京都	平成２０年３月３１日
	フジテック(株)	大阪府	平成２０年３月３１日
	三菱電機(株)	東京都	平成１７年３月３１日

※製造者名の並びは，五十音順
H16.10.01(平成16年度(追加))

43 追記事項

（１）工期
ア　工期が「契約の日から○○以内」，および「○○年○○月○○日まで」の場合は契約の日の翌日を工期の初日とする。
イ　本工期内には，完成検査及び手直しの必要がある場合に要する期間，並びにﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ等の室内濃度の測定を行う場合の養生等の期間を含む。
（２）主任（監理）技術者の資格
ア　主任技術者は，建設業法による主任技術者の資格を有する者とする。
イ　監理技術者は，指定建設業監理技術者資格者証を取得した者とする。
ウ　請負代金額が2,500万円以上の工事は専任とする。
エ　下請金額の合計が3,000万円以上の工事は監理技術者を必ず設置すること。
（３）特記仕様書中における工事担当課の取扱い
　　工事担当課とは，本市都市計画局公共建築部工務監理課をいう。
（４）完成時の提出書類の追記
ア　保守に関する説明書など
（ア）　完成通知書　（1部）
（イ）　完成図書製本(工事担当課用，施設管理者用各1部)に係る追記
Ａ　工事担当課用
（ａ'）完成図(原図(1部)■二つ折り製本(1部)□完成図書に折込み)
（ｆ'）ＰＣＢ有無報告書　[「ＰＣＢ器具等」の項目による]
（ｆ　）産業廃棄物管理票〔マニフェストＥ票写し〕
　　[「建設副産物対策等」の項目による]
（ｈ''）産業廃棄物処分業許可証〔写し〕
（ｈ'）産業廃棄物収集運搬業許可証〔写し〕
（ｏ　）完成図書等引渡しリスト兼受領書
Ｂ　施設管理者用
（ａ　）完成図(■二つ折り製本(1部)□完成図書に折込み)
（５）ＰＣＢ器具等
　　撤去した照明器具，受変電設備等は，ＰＣＢ使用の有無を確認し，その全リスト(機器名，形式，ＰＣＢの有無，台数等)を監督職員に提出すること。ＰＣＢ使用機器は監督職員の指示に従い，所定の場所に保管し，その他撤去機器については，請負者にて適正に処置すること。
（６）再生資源利用〔促進〕計画書および実施書について
　　請負代金額が100万円以上の工事は以下を提出すること。
ア　再生資源利用〔促進〕計画書　　(施工中)
イ　再生資源利用〔促進〕実施書　　(完成時)
（７）仕様概要　電線管
　　屋外，湿気の多い場所及び水気等のある場所における，管相互及びボックス等との接続部は，ねじ込みとする。
（８）仕様概要　コンセント等のプレート
　　ブランクプレートは，屋外にはアクリル製エッチング，屋内にはシールを使用すること。

44 注意事項

（１）工事に際しては，生徒や児童，職員の安全を優先し，学校の授業や行事と工事内容・工程について，学校関係者と十分な打合せを行い施工すること。
ア　工事車両の進入・退出については登下校時間には行わないこと。
イ　授業時間に騒音を伴う工事は行わないこと。
ウ　その他作業内容や作業場所の制約があるため，土日や夜間(概ね21時頃まで)作業が必要となる場合がある。
（２）資材置場等は，学校と打合せの上，場所を設定すること。なお，工具やその他容易に持ち出せる材料等は，都度持ち帰ること。
（３）屋外部分の施工は，工事部分と水平距離が5m以上の位置にバリカー等で区画し，児童・生徒が立ち入らないようにして行うこと。

45 部分引渡し

本工事は，工事請負契約書第38条に規定する部分引渡しを行う。
引渡しの指定部分は，学校単位とする。

Ver.E.H16.10.15

参考資料２－１（電気設備）

京都市立　整備　工事設計図

ただし，空調機電気設備工事　No. 4 (14) 枚の内

企画設計課　課長　係長　係員　平成16年11月

標準図　縮尺 －

地中から建物等への立上げ配管の施工

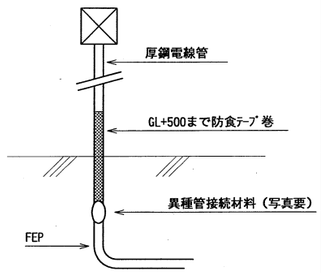

接地極への配管・配線の施工

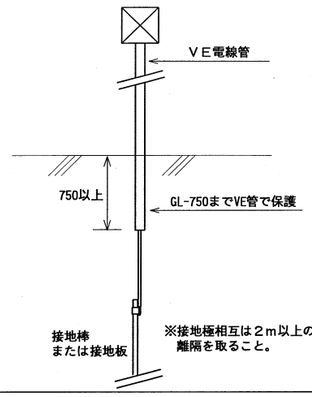

手元開閉器盤（SUS）の外壁施工

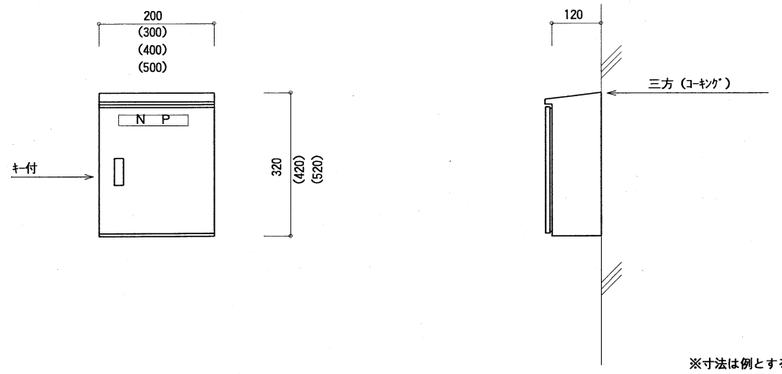

※寸法は例とする。

手元開閉器盤(SUS)の屋上施工

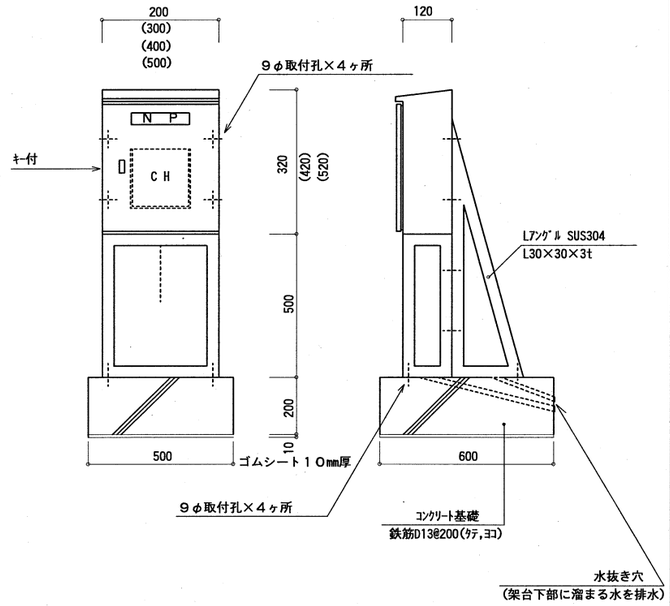

地中埋設配管の施工

（舗装下面から300の場合）

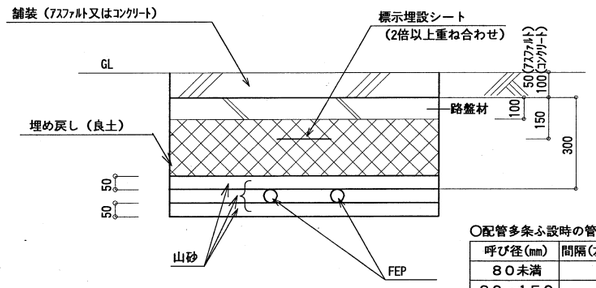

○配管多条ふ設時の管相互の離隔距離

呼び径(mm)	間隔(左右・上下とも)
80未満	50mm
80～150	70mm
150超過	100mm

※電技にこれ以上の離隔距離が定められている場合は，それに従う。

外壁横引配管の施工

メッセンジャーワイヤー取付金物の施工

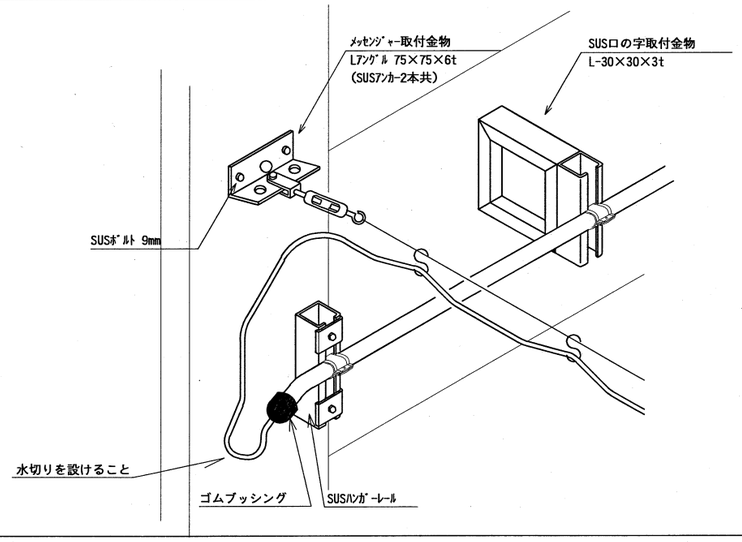

地中埋設配管の施工

（埋設深さGL-600の場合）

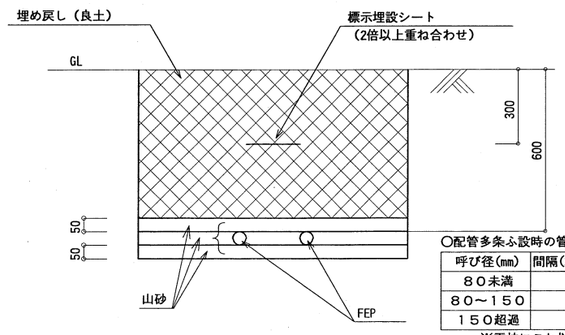

○配管多条ふ設時の管相互の離隔距離

呼び径(mm)	間隔(左右・上下とも)
80未満	50mm
80～150	70mm
150超過	100mm

※電技にこれ以上の離隔距離が定められている場合は，それに従う。

屋外露出配管の施工

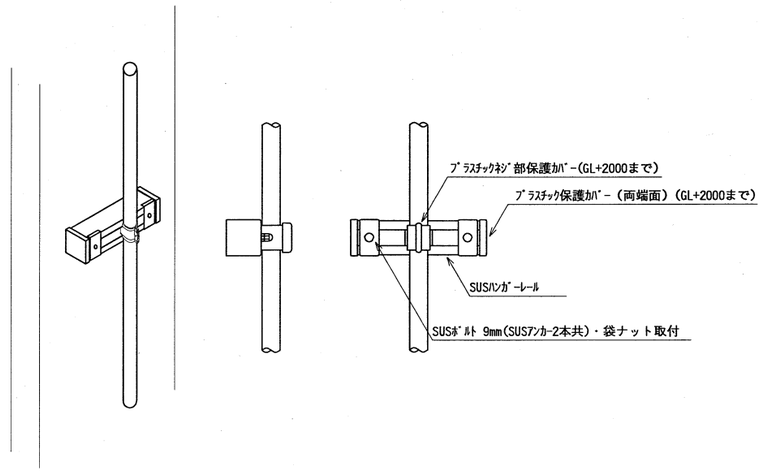

屋上配管支持の施工

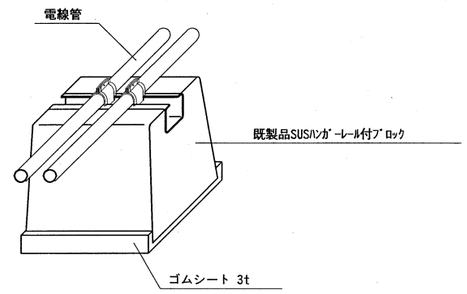

参考資料2－1（電気設備）

Ver.E.H16.4.1

京都市立　　中学校 他1校　整備工事設計図

ただし，　空調機電気設備工事　　No.　5　(14) 枚の内

企画設計課　課長　係長　係員　　平成 16 年 11 月

配置図・付近見取図（　　中学校）　　縮尺 1/300

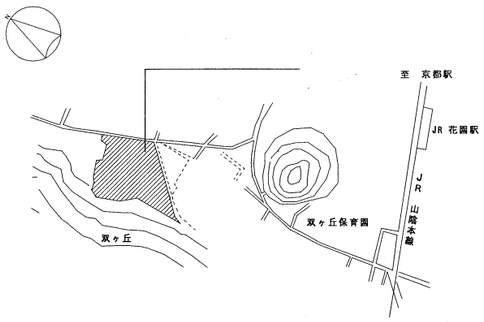

付 近 見 取 図

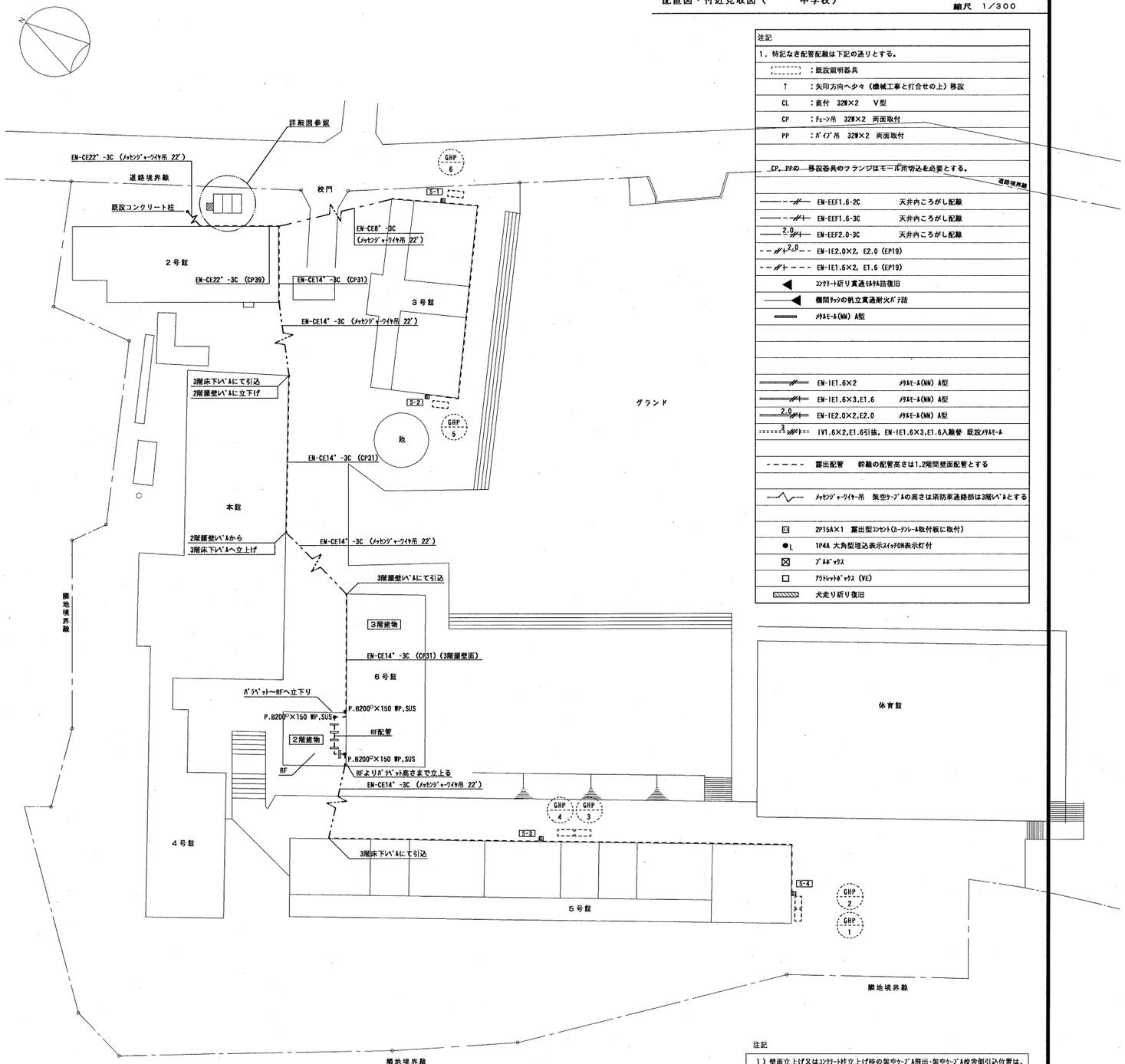

配 置 図　1/300

注記

1．特記なき配管配線は下記の通りとする。

[- - -]	：既設照明器具
↑	：矢印方向へ少々（機械工事と打合せの上）移設
CL	：直付 32W×2　V型
CP	：ﾁｪｰﾝ吊 32W×2 両面取付
PP	：ﾊﾟｲﾌﾟ吊 32W×2 両面取付

CP，PPの移設器具のフランジはモール用切込を必要とする。

——//——	EM-EEF1.6-2C	天井内ころがし配線
——//——	EM-EEF1.6-3C	天井内ころがし配線
——2.0//——	EM-EEF2.0-3C	天井内ころがし配線
- - //—2.0 - -	EM-IE2.0×2, E2.0 (EP19)	
- - //— - -	EM-IE1.6×2, E1.6 (EP19)	
◀	ｺﾝｸﾘｰﾄ斫り通ｾﾙﾌﾗﾑ詰復旧	
◀	壁間ﾀｯﾁの軌立貫通耐火ﾊﾟﾃ詰	
▬	ﾒﾀﾙﾓｰﾙ(MM) A型	
//——	EM-IE1.6×2	ﾒﾀﾙﾓｰﾙ(MM) A型
//——	EM-IE1.6×3,E1.6	ﾒﾀﾙﾓｰﾙ(MM) A型
2.0//——	EM-IE2.0×2,E2.0	ﾒﾀﾙﾓｰﾙ(MM) A型
3//——	IV1.6×2,E1.6引抜，EM-IE1.6×3,E1.6入線替	既設ﾒﾀﾙﾓｰﾙ
- - - - -	露出配管　幹線の配管高さは1,2階間壁面配管とする	
～～～	ﾒｯｾﾝｼﾞｬｰﾜｲﾔｰ吊　架空ｹｰﾌﾞﾙの高さは消防車通路部は3階ﾚﾍﾞﾙとする	
⊡	2P15A×1　露出型ｺﾝｾﾝﾄ(ｶｰﾃﾝﾚｰﾙ取付板に取付)	
●L	1P4A 大角型埋込表示ｽｲｯﾁON表示灯付	
⊠	ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ	
□	ｱｳﾄﾚｯﾄﾎﾞｯｸｽ (VE)	
▨	犬走り斫り復旧	

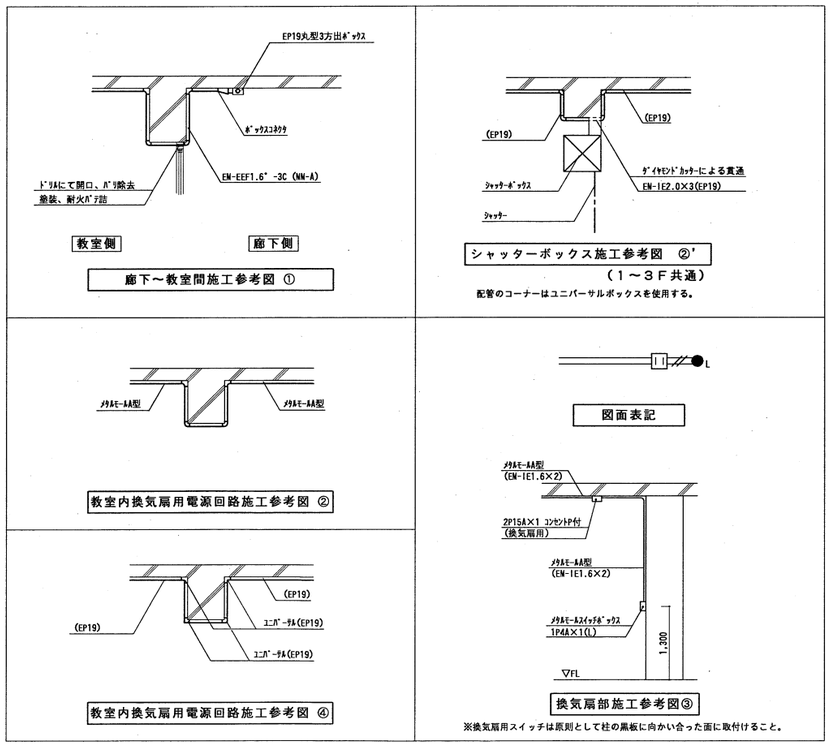

注記

1）壁面立上げ又はｺﾝｸﾘｰﾄ柱立上げ時の架空ｹｰﾌﾞﾙ隠出・架空ｹｰﾌﾞﾙ枝含側引込位置は、
既設と充分なる調整を行うこと。
2）架空ｹｰﾌﾞﾙは、強風(台風を含めて)時に他配線ｹｰﾌﾞﾙと接触のないよう
離隔距離を確保すること。
3）引留金具も本工事とする。

手元開閉器盤　（製造者標準盤）ＳＵＳ製塗装仕上

記号	開閉器	屋外機	函体 WP.SUS取付	E_D，$E_{D(CE,LD)}$端子	二次側配管配線	機器接続部（ビニール被覆付）
S－1	ELCB3P50AF/20AT×1	GHP－6	320"×300"×120°	○	EM-CE3.5° -4C (CP25)	$F_5$24
S－2	ELCB3P50AF/20AT×1	GHP－5	320"×300"×120°	○	EM-CE3.5° -4C (CP25)	$F_5$24
S－3	ELCB3P50AF/20AT×2	GHP－3 GHP－4	320"×300"×120°	○	EM-CE3.5° -4C (CP25) EM-CE3.5° -4C (CP25)	$F_5$24 $F_5$24
S－4	ELCB3P50AF/20AT×2	GHP－1 GHP－2	320"×300"×120°	○	EM-CE3.5° -4C (CP25) EM-CE3.5° -4C (CP25)	$F_5$24 $F_5$24

（寸法は参考とする。）

参考資料2－1（電気設備）

京都市立　　中学校 他１校　整備工事設計図

ただし，　空調機電気設備工事　　No. 6 (14) 枚の内

企画設計課　課長　係長　係員　　平成 16 年 11 月

５号館　１階・２階平面図（　　中学校）　縮尺 1/100

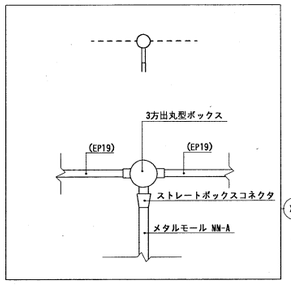

天井内工事に伴なう天井取外し、復旧は本工事に含む

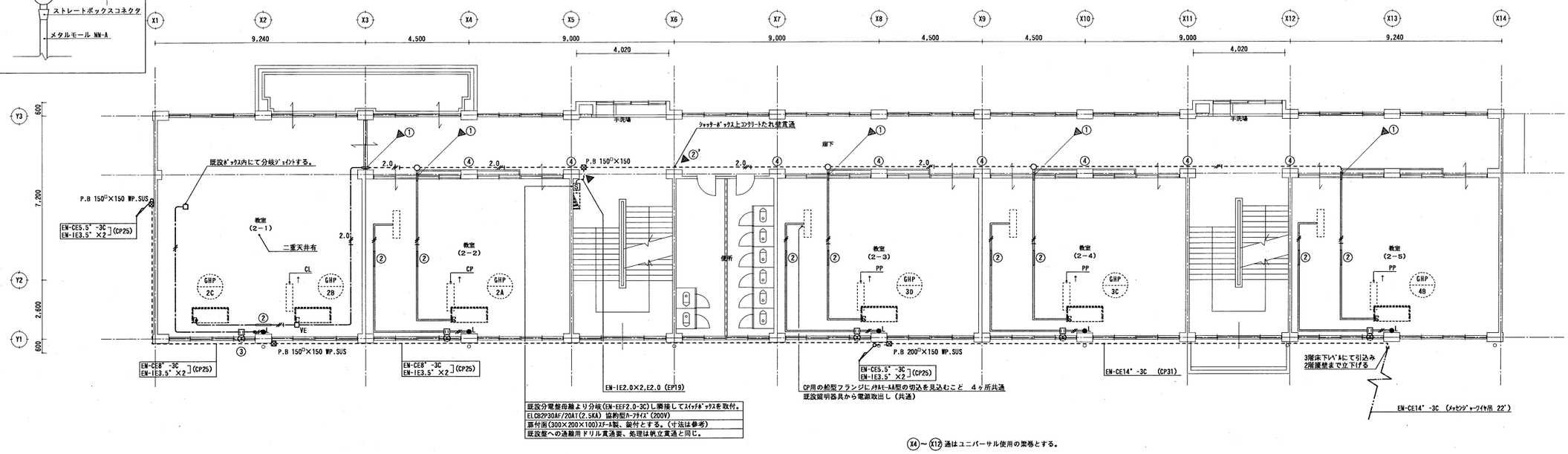

５号館 ２階　平面図 1/100

（二重天井なし、コンクリートスラブに木毛板仕上）

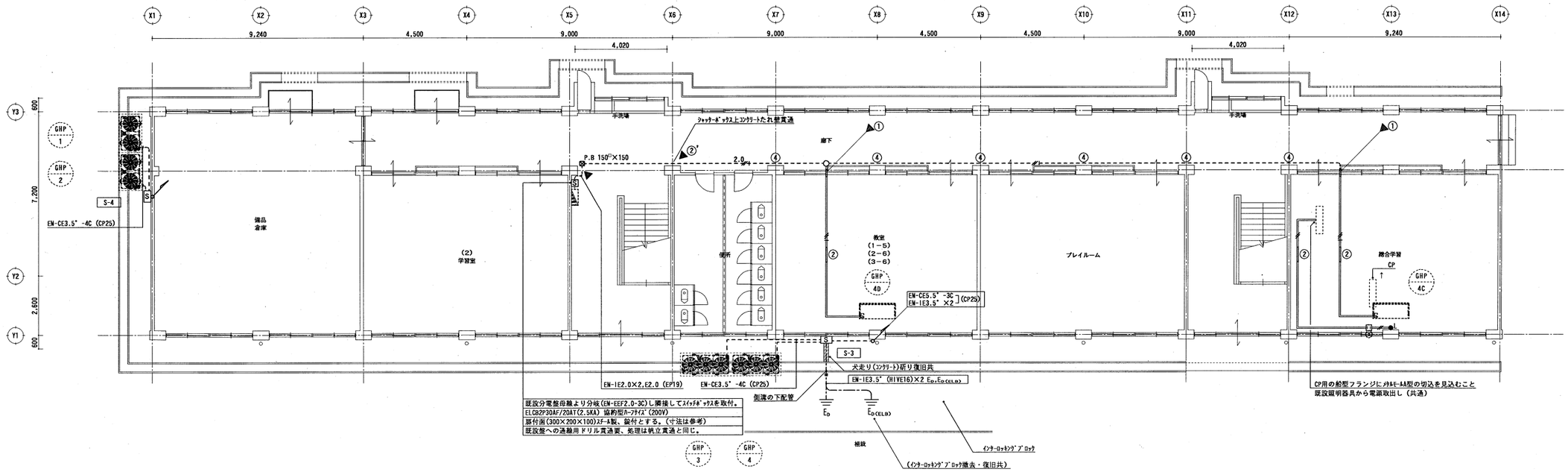

５号館 １階　平面図 1/100

（二重天井なし、コンクリートスラブに木毛板仕上）

参考資料2－1（電気設備）

京都市立　　中学校 他１校　整備工事設計図

ただし，　空調機電気設備工事　　No.　7　14 枚の内

企画設計課　課長　係長　係員　　平成 16 年 11 月

５号館　３階平面図（　中学校）　　縮尺 1／100

機　器　表

記号	動力 電源	動力 参考容量	台数	記号	動力 電源	動力 参考容量	台数
GHP－1	3φ　200V	1,090 W	1	GHP－4	3φ　200V	1,820 W	1
GHP－1A	1φ　200V	253 W	1	GHP－4A	1φ　200V	253 W	1
GHP－1B	1φ　200V	218 W	1	GHP－4B	1φ　200V	253 W	1
GHP－1C	1φ　200V	218 W	1	GHP－4C	1φ　200V	253 W	1
GHP－2	3φ　200V	1,090 W	1	GHP－4D	1φ　200V	253 W	1
GHP－2A	1φ　200V	253 W	1	GHP－5	3φ　200V	1,560 W	1
GHP－2B	1φ　200V	218 W	1	GHP－5A	1φ　200V	253 W	1
GHP－2C	1φ　200V	218 W	1	GHP－5B	1φ　200V	253 W	1
GHP－3	3φ　200V	1,820 W	1	GHP－5C	1φ　200V	253 W	1
GHP－3A	1φ　200V	253 W	1	GHP－6	3φ　200V	1,560 W	1
GHP－3B	1φ　200V	253 W	1	GHP－6A	1φ　200V	253 W	1
GHP－3C	1φ　200V	253 W	1	GHP－6B	1φ　200V	253 W	1
GHP－3D	1φ　200V	253 W	1	GHP－6C	1φ　200V	253 W	1

3 傍記 3 は既設撤去IV1.6×3を表わす。（共通図面ＮＯ．７，８）

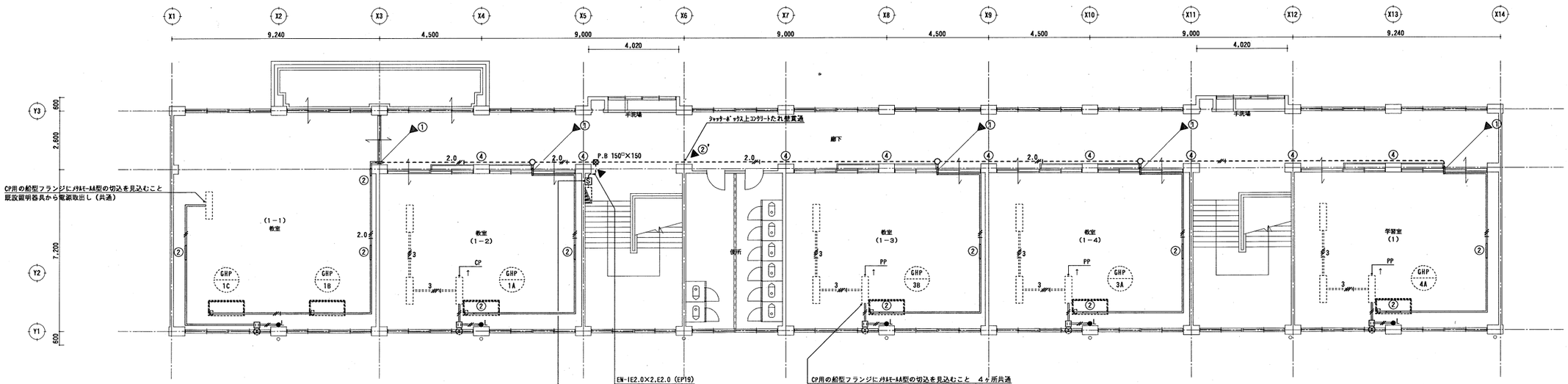

既設分電盤母線より分岐(EN-EEF2.0-3C)し接続してスイッチボックスを取付。
ELCB2P30AF/20AT(2.5KA) 協約型ルーフタイプ(200V)
扉付函(300×200×100)ステール製、鉛付とする。(寸法は参考)
既設盤への通線用ドリル貫通要、処理は帆立貫通と同じ。

５号館 ３階　平面図　1/100

（二重天井なし、コンクリートスラブに木毛板仕上）

参考資料2－1（電気設備）

京都市立　中学校 他１校　整備工事設計図

ただし，　空調機電気設備工事　　No.　8　(14) 枚の内

企画設計課　課長　係長　係員　　平成 16 年 11 月

３号館 １階・２・３階平面図（ 中学校）　　縮尺 1/100,1/50

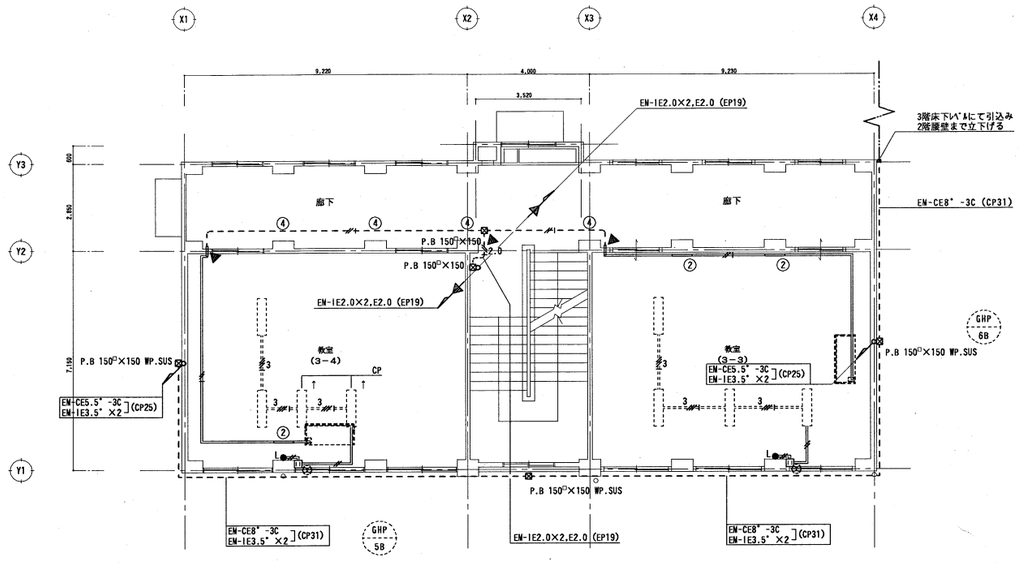

３号館 ２階　平面図　1/100

（二重天井なし、コンクリートスラブに木毛板仕上）

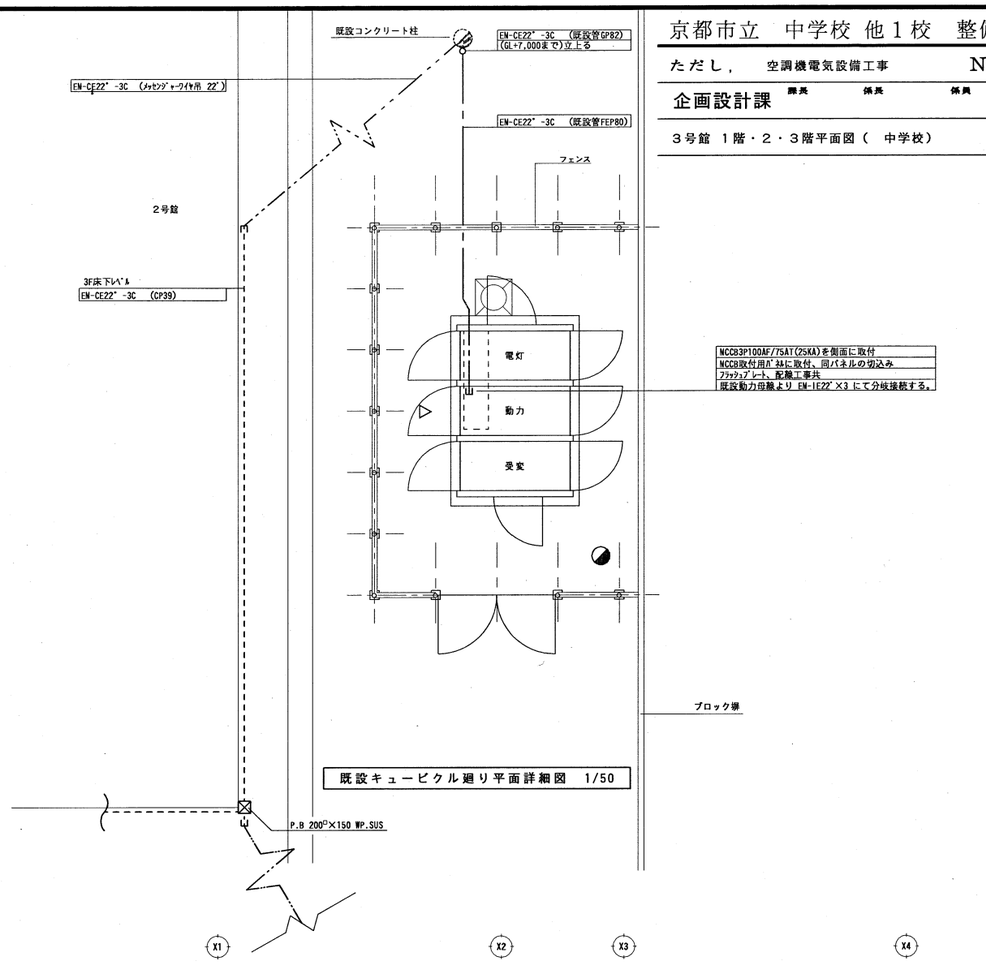

既設キュービクル廻り平面詳細図　1/50

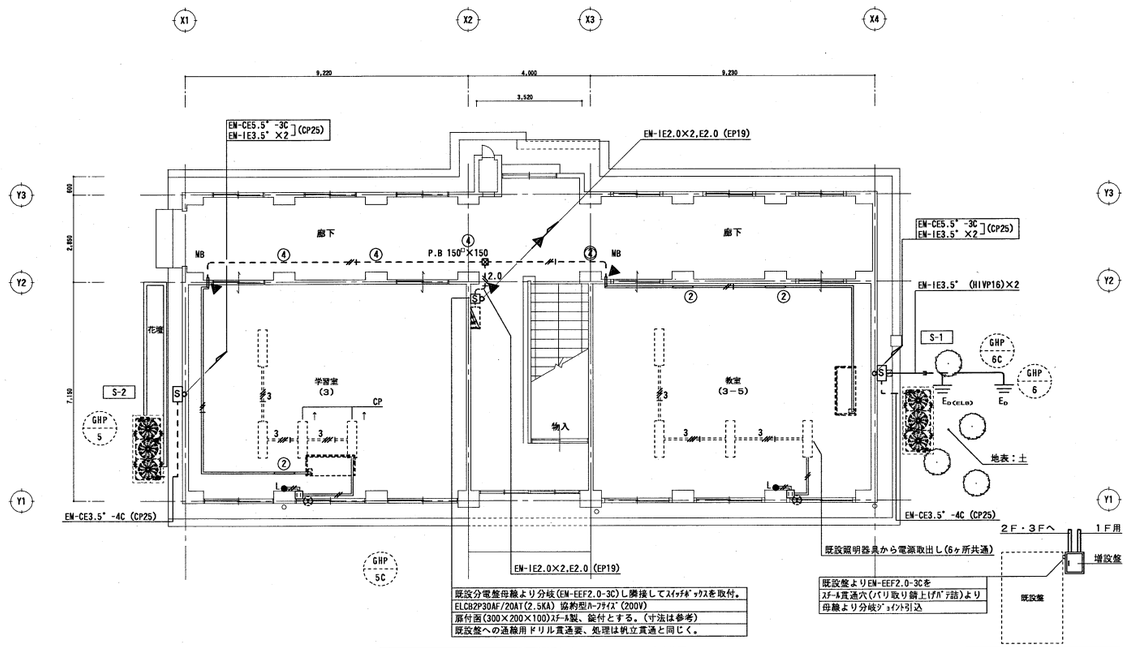

３号館 １階　平面図　1/100

（二重天井なし、コンクリートスラブに木毛板仕上）

増設盤取付参考図

（３号館・５号館１～３階　共通）

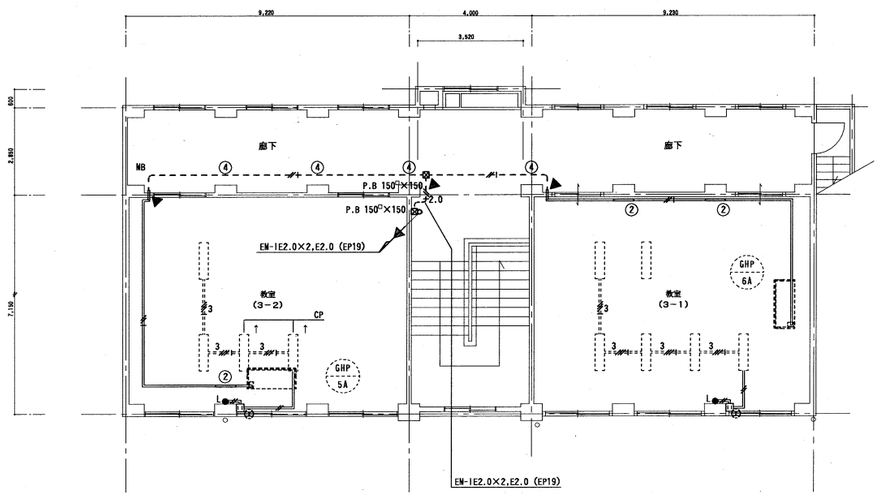

３号館 ３階　平面図　1/100

（二重天井なし、コンクリートスラブに木毛板仕上）

参考資料2－1（電気設備）